

児童福祉法（昭和二十二年法律第十六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十九年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
株式会社サ ンケア	奈良市富雄元町 二丁目六―三三 (二階)	太陽キッズ	奈良市富雄元 町二丁目六― 三三(二階)	放課後等デ イサービス	平成二十 九年三月 三十一日
株式会社サ ンケア	奈良市富雄元町 二丁目六―三三 (二階)	サンケア・ デイセンタ ー	奈良市学園大 和町一丁目三 〇四	児童発達支 援	平成二十 九年三月 三十一日